

告示

埼玉県告示第二百九十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和元年七月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

特定非営利活動法人越谷らるるこ

二 代表者の氏名

鎌倉 賢哉

三 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市千間台東一丁目二番地一

四 失効日

令和元年七月二十五日